

大和市教育委員会訓令第2号

庁中一般、各かい

教育費予算の配分に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

教育費予算の配分に関する規程の一部を改正する規程

教育費予算の配分に関する規程（昭和48年大和市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表教育振興費、委託料の項を削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。